

KITA きつね通信

01
January
2020
No.047

<https://www.oji-hojinkai.or.jp/>



令和二年

謹賀新年

子



謹んで新年の
ご挨拶を申し上げます



王子税務署長
有賀 正樹

署長 挨拶

旧年中は、田村会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、地域の盆踊り大会への参加、「税を考える週間」特別講演会の開催等、広く地域社会に貢献されるとともに、第10回「税に関する絵はがきコンクール」、「親子租税教室きたくすウォーク2019」などの活動を通じて、次代を担う子供達への租税教育活動を展開するなど、税知識の普及と納税意識の高揚にも大きく貢献されております。

これらの活動に対しまして心から敬意を表しますとともに、今年も、より公益性の高い活発な事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

今年の干支は「^{かのえね}庚子」の年であります。

「^{かのえね}庚子」の年は、過去の成果から引き継ぐべきものを維持しつつ、新たな環境や局面に向けて体制を整えていくと良い年になるという意味があるそうです。

新しい年が良い一年でありますよう、また、公益社団法人王子法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

王子法人会長
田村 純郎

会長 挨拶

新年おめでとうございます。

会員の皆さまには日頃より王子法人会の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を頂き、心よりお礼申し上げます。

昨年、天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が御即位され、令和という新しい元号の年が始まりました。そして、この新年が新しい時代の幕開けとなるだろうとの大きな期待感を抱いています。

わが国・日本が活性化するためには、日本企業の9割を占める中小企業が活性化することが必須の条件と言われています。多様な中小企業がそれぞれの個性を活かして企業活動を推進していくことが、わが国・日本の発展の原動力となります。私たちの未来は私たち自身がイメージしてこそ、生まれてくるものです。

北区においても、変化を恐れず時代に合わせて変化し続け、私益ではなく事業を推進する「合本主義」を提唱し、行政と民間が協力する考えを唱えた渋沢翁。その渋沢翁が人生の拠点とした北区で、シティプロモーション「東京北区渋沢栄一プロジェクト」がスタートしました。

会員企業と地域の活性化を目指して、手を携えて、地域の未来をイメージし、しっかりとした未来を目指し、会員企業にとって「役に立つ法人会」にしたいと考えています。

どうぞ、ご指導・ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



北区長

花川 與惣太

北区の魅力を発信しつつ、みなさまとともに着実に「ふるさと北区」の一層の実現に取り組んでまいります。



北都税事務所長

木下 誠

納税者の皆様の納得と信頼を得られるよう、納税者サービスの向上に取り組んでまいります。



北区議会議長

渡辺 かつひろ

活力あるまちの実現に向け、地域産業の活性化に全力で取り組んでまいります。



王子税務署副署長

前之園 浩行

消費税軽減税率制度に対応した申告の準備とe-Taxの利用をお願いします。会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。



専務理事

鈴木 康之

天皇陛下も変わり法人会会長も変わり時は令和なり。時代に合った法人会を皆様と一緒に発展し充実させて行きましょう。



副会長

田中 昌史

「温顔無敵」

会員の皆様の笑顔にかなうものなし。幸多き一年をお祈り申し上げます。



副会長

木佐貫 正

本年も会員交流・親睦・地域活性化に努め、充実させたいと存じます。



副会長
大貫 新一

順境にして自重し逆境にて尚微笑みを忘れず、
普段からフェイストゥフェイスを続ける事で少し
でも親密な関係を築ければと考えております。



副会長
酒井 克昌

本年も会員企業皆様に喜んで頂ける事業を
提案して、企業の退会防止となるよう、
活動して参ります。



副会長
関根 正直

王子法人会の発展を祈念し
努力してまいります。
◆ ONE TEAMでいきましょう。



副会長
矢口 哲也

「不易流行」公益社団法人として、時流に乗った
事業を通して会員皆様の一助となれるよう
本年も努力して参ります。



副会長
飯野 正則

形を変え現代に続いている租庸調。
免れないなら知った方が得。
◆ そんな研修会を開催してまいります。



副会長
山田 直久

「己を知りうる者は賢者なり」
会の活動がどんな物か、会員の皆様が知り得る
よう広報の一員として頑張ります。



副会長
齋藤 幸子

良き出会いに感謝致します。
会員皆様にとって良き年となりますよう
お祈り申し上げます。



副会長
清水 陽一

令和を迎え、初めての春、新たな元号の下、
王子法人会と会員企業、そして北区の総てが
更なる隆盛を果たしますように。

令和元年度 王子税務署納税表彰式 受彰者決まる

令和元年11月13日(水) 於:北とびあ 飛鳥ホール



受賞者とお祝いにかけた皆様

菊薫る佳き日に、北とびあ飛鳥ホールにおいて、王子税務署主催の納税表彰式が開催され、王子税務署有賀署長より受彰者各位に厳粛のうちにも親しみをこめて賞状が授与されました。納税道義の昂揚や税務行政に多大な貢献をなされた方々の永年の功績が評価されて、名誉ある受彰となったものです。引き続き、北区税務団体協議会長表彰が行われ、狩野税団協議会長より受彰者の皆様へ賞状が授与されました。受彰者の皆様に心よりお祝い申し上げ、ここにご紹介いたします。

王子税務署長表彰状

清水 陽一 副会長
岡崎 祥子 参与

王子税務署長感謝状

水戸 数美 理事
山田 由起子 理事
石川 知子 理事
新関 真弓 元事務局長

北区税務団体協議会長表彰

榎本 公裕 常任理事
橋本 修一 常任理事
阿部 敏子 理事
斧田 雅光 理事
北島 秀浩 理事

(順不同)

令和元年度「税を考える週間」特別講演会 令和元年11月12日(火) 於:北とびあ つつじホール

「やればできる」を「できる」に変えた ビリギャルからのメッセージ

ビリギャル
講師 小林 さやか氏



会場風景



講師の小林さやか氏

開演5分前、ステージ上では機器の不具合が起きていた。リハーサルでは全く問題がなかったのだが、復帰までには10分程かかってしまう。「開始を遅らせるかどうか」の判断をしなければならない。張り詰めた空気の緞帳(どんちょう)の裏で声が響いた。「私、(機器が復旧するまで話を)延ばしますから、ON(時間どおり)で行きましょう」元気の声に救われた。スタッフがみな、うなずき、時間どおりの開演を決めたのは、わずか20秒前だった。

その人が何気なく髪をかき上げるたびに、私たちはグッと息を飲んだ。シャンパンページの髪が指の間からすり抜け、肩にゆっくりと落ちてゆく。相手の目を見つめて語る言葉のひとつひとつが胸に突き刺さる。ときおり交えるジョークが清涼剤となり緊張をやわらげてくれる。はなし口調はさわやかで、わかりやすい言葉が連なり、音符のように次つぎと流れていく。

中学時代は勉強をまったくくないギャルとして青春を謳歌する毎日。学校から呼び出しを食らう母親の「ああちゃん」が、どんなことがあっても子供の味方であることを知ってもらうチャンスとして、子供の自己肯定感を引き上げる。学校はteachingの教育だが、運命の出会いをした塾の坪田先生はcoaching(大切な人を目的の場所まで連れていくとの意味もあるそう)のプロ。「小さなできる」を積み重ねて「大きな

やる気」に変える。「できる」が「好きになる」方向へ導かれていく。「勉強を教える」ではなく「能力を引き出す」ことで「自分で」決めて「自分で」意思を持ち「自分で」行動に移すことができる。命令文で相手の行動は変えられない。「勉強しなさい」から、「私はあなたが勉強してくれればいいなと思うん



田村会長の挨拶

だ」と伝える。先輩、上司、経営者であれば「勉強」からそれぞれの言葉に置き換える。そう、きっと誰にでもできるはず。

壮大なオーケストラの演奏を聴いた気分ではいられない。講演終了後、タイトなスケジュールのため、決まった電車に送迎しなければならない。タイムリミットが迫る中、写真撮影を求めるファンに囲まれてしまう。それでも全員の撮影に快く応じ、丁寧にサインをして、最後の1人まで笑顔で握手対応する姿があった。すべてにおいて「やればできる」を「できる」に、自身の「経験」を「感謝」に変えるビリギャルからのメッセージだった。

参加された皆様、関係者、スタッフ各位、誠にありがとうございました。

公益事業推進委員会 委員長
長谷川 三夫



長谷川委員長の挨拶



花束贈呈

著書: ~キラッキラの君になるために ビリギャル真実の物語~
発行 マガジンハウス

ロープウェイで筑波女体山をめざす



第9地区 河村 謙

11月23日、紅葉の筑波山に向け、42名の満席で三角公園を出発しました。好天が期待できるこの時期としては幹事泣かせの雨天となってしまいました。予科練平和祈念館の見学を先行し、天候の回復を待つ事にしました。才気あふれた青少年達のひたむきな努力や心情等の展示が胸を打ち、改めて戦争の無残さを思いました。筑波ハムで見学・買物をして山麓に向かいました。中腹にある古民家造りのひたち野で常陸牛の焼肉を炭火でおいしく頂きました。雨と風の山頂へのロープウェイでのアプローチを断念してビール3杯の試飲に挑戦することになりました。

アサヒビールの工場ではたくさんの巨大貯蔵タンク群が印象的で、ビールはやはり水の如く飲むものかと改めて思いました。

降り続く雨の為、試飲会場のタワーからの眺めも雲にさえぎられ楽しむことが出来ませんでした。ビールのうまさは鮮度が一番、グラスの清潔さと注ぎ方がおいしさの秘訣である事も改めて学びました。



車中ではガイドさんの豊富なおみやげ情報もあり、大変参考になったと思います。珍しい日本酒をいろいろ持参された方よりのお相伴にあずかり、楽しくおいしい親睦もさせて頂きました。厚生事業推進委員会の皆様が当初の企画を入れ替えたり、登頂を断念する等大変だったと思います。機転を利かせ、参加者の皆様を楽しませてくださり、大変ありがとうございました。



炭火焼きで常陸牛をいただきます



大人の工場見学



ビール工場にて集合写真

〈地元へ全力投球〉



東京シティ信用金庫

赤羽支店

北区志茂2-33-14

TEL 3902-4371(代)

東王子支店

北区豊島3-19-4

TEL 3912-3221(代)

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置を!

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前(2022年より前)に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政

の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応じているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび収収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策

としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現(29.74%)したが、OECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成

29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になる。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で行財政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —



第18地区

近藤勇終焉の地、滝野川

広報委員 中平 拓司



今も献花が絶えない墓所

幕末に京都の治安維持にあたり、尊攘派志士と激しく対立した新撰組の組長、近藤勇は、戊辰戦争の最中に流山で捕まり、現在のJR板橋駅東口(滝野川七丁目)付近にあった刑場で処刑されました。供養碑も立てられており、見かけた方も多いのではないでしょうか？

これまで、彼の命日である4月25日に合わせて、地元商店街の方々がお祭りやパレードを開催してきました。これらの行事を取り仕切ってこられた「滝野川さくら通り商栄会」副会長の中野様に、広報委員がお話を伺いました。



近藤勇墓碑



滝野川さくら通り商栄会
副会長 中野様



新選組集合!



石碑



近藤勇像

— パレードはいつから始まったんですか？

平成14年(2002年)に商店街の余り予算で始めたんですよ。最初は勝手がわからなかったから、高幡不動の土方歳三の祭りを見学させてもらってね。大変だったのは警察から道路使用許可をもらうのと、当日の警備かな。

翌年にはビールケースを土台にしてその上にベニヤ板を載せた舞台を作りました。ビールケースを借りるときなんか「何に使うんだ?」と怪しまれましたよ。

3年目の平成16年(2004年)は大河ドラマで新選組が放映されたのでこちらも欲が出て(笑)、地元の代議士の秘書さんのツテもあって、井上源三郎役の俳優さんとか大河関係の人も呼んだり、舞台装置を作ったり。年々規模が大きくなるから経費がかさむ、だから協賛金集めに苦労しました。

— 特に印象に残ったことはありますか？

パレードは巣鴨から新板橋まで通るんですよ。巣鴨から大正大学までは問題なかった。けれども、大正大学から新板橋に向かう途中で役者さんが殺陣を始めちゃってね。見物客へのサービスとしてはとてもいいんだけど、後で滝野川警察に謝りに行く羽目になりました(苦笑)。

— 協賛金集めの他に苦労されたことは？

地元の協力者を集めることでしたね。中心になって動いてくれる人が3人いればやりくりできるけど、これまで一緒にやってきた仲間が亡くなってしまって、パレードはここしばらく中断しています。ピーク時で1,000人ほど動員しましたが。



新選組まつりにて



パレードでは新選組になりました。

— 新撰組は根強いファンがいますよね。やはりファンが多く訪れるのですか？

最近では新撰組も見直されているようで、外から来る人が多いです。うち6割方は女性です。ゲームや漫画の影響があるんじゃないかな。菩提寺の寿徳寺(滝野川四丁目)にも行くみたいです。

— そういえば、だいぶ前ですが函館の五稜郭に行ったとき、土方歳三のファンらしき若い女性をたくさん見かけました。

毎年、全国各地の新撰組ゆかりの地の人とファンが集まって交流する「新撰組サミット」というのがあるんです。そこに参加したファンがこちらに来ることもあるようです。

最近では、映画やドラマ、アニメなどの舞台となった地にファンを呼びこんでその世界に浸ってもらう、コンテンツ・ツーリズムという観光施策が目立っていますが、新撰組でもいろいろなことができそうですね。パレードもぜひ再開されることを願っています。本日はありがとうございました。

法 人会について、会員の皆様にインタビューするコーナー【私と法人会】。入会のきっかけ、入会した感想、実際の活動エピソードなどを掲載し、既存会員の交流ならびに新たな会員増強のヒントにつなげるための企画です。



Yanashima Misako

女性部会 常任幹事(会計)

梁島美佐子

聞き手

広報委員 渡邊 文重

——王子法人会に入会したきっかけを教えてください。

地域の会員の方から誘われました。私が所属している2地区は、積極的に活動されている女性会員が多く、喫茶店などで打ち合わせをされている様子を見ていたので、興味を持っていました。他業種の方と交流することで、視野を広げたいという思いがありました。仕事や家庭、子育て……。最初は、自分の時間を取れるのが心配でした。

——地区での活動内容を教えてください。

会員増強や会報配りです。現在所属している共益事業推進委員会としても会員増強を行っています。チラシなどを持って活動内容を説明しています。地域のこともっと知りたいですし、地域の活性化につながればと思っています。そうした活動をする中で、女性部会の常任幹事に誘われるようになりました。

——女性部会の印象はいかがですか？

バワフルな方が多く、この中で自分の意見を言うのは大変そうだと思います。最初は「いるだけで良いですよ」と言われたのですが、いつまでも「いるだけ」では成長がありませんから、いまでは相応の責任を果たせていると思います。

——女性部会の活動の1つ「絵はがきコンクール」の優秀作品が、「KITAきつね通信」今号に掲載されています。

今回は1000を超える応募がありました。どの作品も素晴らしく、その中から優秀作品を選ぶことは大変でした。

——夏休みの課題にしてもらうため、小学校を回られていると聞きました。それまでに応募の詳細を決める必要もあるし、配布する枚数も把握しなければならない。大変な労力ですね。

子供たちには、税金の使い道を考えてもらいたいです。納税意識を高めることは“その先”、納めた税金がどのように使われるかを意識することにつながります。「絵はがきコンクール」が、そのきっかけになれば良いと思っています。



地域密着・顧客支援を第一に

瀧野川信用金庫

たきしんホームページ <http://www.takishin.jp/>

(北区店舗)

本店	〒114-8571	北区田端新町 3-25-2	03-3893-6151	赤羽支店	〒115-0055	北区赤羽西 1-35-9	03-3900-7111
東十条支店	〒114-0001	北区東十条 5-5-10	03-3902-1191	浮間支店	〒115-0051	北区浮間 4-13-1	03-3967-6241
西ヶ原支店	〒114-0024	北区西ヶ原 2-45-12	03-3910-3911	田端支店	〒114-0014	北区田端 1-13-11	03-3828-6211

第10回 税に関する絵はがきコンクール



表彰式の会場で集合写真

審査発表

女性部会は、昭和51年9月に発足し、今年で43年になります。女性の立場から税に対する認識と理解を深めようと研修すると共に法人会活動の推進に協力することと地域活性化の為に頑張っております。平成22年度より租税教育活動の一環としてスタートしました「税に関する絵はがきコンクール」も10年目となりました。児童数の減少、学校の統合も今後増えていますが4年生から6年生を対象に総応募数、1,068枚でした。

10月10日に厳正なる審査が行われ、優秀作品7点、入選作品10点と第10回記念特別賞3点が選出され、11月13日に行われた納税表彰式にて無事各賞の表彰式が行われました。

校長先生はじめ学校関係者の皆様にはご協力頂きまして、改めて感謝申し上げます。



王子税務署長賞
沼野 瀨太さん
滝野川第五小学校6年



北区長賞
花井 梓里さん
滝野川小学校6年



東京都北区税務所長賞
金田 彩音さん
王子小学校5年



北区教育委員会教育長賞
長岡 青生さん
滝野川もみじ小学校6年



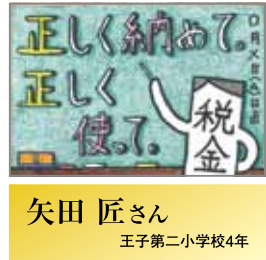
王子法人会会長賞
島田 凜乃さん
滝野川小学校6年



王子法人会女性部会長賞
北出 万結さん
滝野川小学校6年



王子彰友会会長賞
田久保 光さん
滝野川もみじ小学校6年



矢田 匠さん
王子第二小学校4年



松本 暖奏さん
王子第一小学校6年



大平 悠貴さん
王子第一小学校6年



第10回記念特別賞

入選作品



岡田 惺矢さん
稲田小学校4年



本田 莉子さん
西ヶ原小学校6年



山田 有彩さん
王子第一小学校6年



小倉 明依さん
柳田小学校4年



谷萩 愛さん
赤羽台西小学校5年



石田 莉里奈さん
滝野川小学校5年



嶋脇 佑月さん
王子第一小学校5年



壁巢 美郁さん
王子第二小学校4年



島田 結香さん
滝野川小学校6年



福留 慶一郎さん
王子第一小学校6年

展示会場と日程

- 王子カルチャーロード：令和元年11月14日(木)～11月26日(火) 表彰・入選作品+6年生全作品
- 北とびあ区民プラザ：令和元年12月9日(月)～12月20日(金) 表彰・入選作品のみ
- 王子税務署：令和2年2月中旬より掲示予定 (北区王子3-22-15) ※税務署は祝祭日お休みです。 表彰・入選作品+6年生全作品 (9:00～17:00迄)

優秀作品は、最後のページに掲載しています。

作品は王子法人会のウェブサイトでもご覧いただけます。 [王子法人会 検索 https://www.oji-hojinkai.or.jp/](https://www.oji-hojinkai.or.jp/)

今大会のスローガン 「湧きあがれ! 未来を動かす熱きパワー」 ～「豊の国おおいた」からの第1歩～

副部会長 榎本 喜政

今年の全国大会は我々にとって感慨深い大会であった。というのも、昨年実施した事業が大分大会のプレゼンテーションに東法連第5ブロック代表として、親子租税教室「都電deきつずたつくす2018」～知ろう我が町の税の施設～が選ばれて大分の地で発表することになったからである。

我々、王子法人会 青年部会の前部会長である橋本氏が5ブロックを見事にまとめあげて、5ブロックが一丸となって行った事業であるからです。我々部会員も総勢13人で現部会長である水越氏のプレゼンを応援するため、大分の地に意気揚々乗り込みました。7日に行われたプレゼンテーションは第1番目に登壇してiichiko文化センターでプレゼンが行われました。映像も内容にも工夫が凝らされており、他地区にも全く引けをとらない内容でした。その夜は5ブ



懇談会

ロナイトが開催され、前祝となり、大いに他地区の方々と大分の夜を楽しみました。次の日の結果発表は午後からですので、別府で有名な地獄温泉巡りツアーに参加して、多種多様な温泉を見て回りました。午後の結果発表



プレゼンの様子

では残念ながら賞には入りませんでしたが、他地区の取り組みなどを見て参考にさせていただきました。

その後、大懇親会がホテル日航で行われて大分の郷土料理などを楽しみながら、物まねのエンターテインメントを楽しみました。次の日は、由布院まで足を延ばして、街を探索し、いよいよ私個人のお楽しみ企画で「ゆふいんの森号」という観光電車に乗り博多へ向かいました。人気電車のため予約が困難な電車ですが、全員分確保して車内で美味しい食事とお酒を楽しみながらの博多行きでした。博多に着いてからは現地解散となり、各自自由行動となりました。今大会において、各地で税に対する取り組みが様々で、各地で工夫を凝らしているのを見て、我々も切磋琢磨しなくてはいけないと感じました。来年は島根大会ということで、寝台特急「サンライズ出雲」に乗って行きたいと思います(笑)



税制・税務委員会

税制バズセッション

令和元年11月19日(火) 於:北とびあ 飛鳥ホール

11年ぶりに「税制バズセッション」

開催致しました!

担当副会長 飯野 正則

「バズセッション」聞き慣れない方も、おいででしょうが、会議の進め方の一つです。多人数の会議では個々の意見を聞く時間に限界があり、又、密度が薄くなってしまう事があります。そこで6～7名の小グループに分かれ、自由に討議し、得られた結果を代表者が発表し、更に全体会議の中で、整合・統一をはかるというやり方です。

本バズセッションでは、2つのルールを決めさせて戴きました。

1. 個々の発言は、意見、要望ですから正解はありません。自由に述べて戴くこと。
 2. 他人の意見を否定しないこと。又、開催に当り、事前に「法人税」より
- | | | | |
|---------|---------|---------|--------|
| 1. 実効税率 | 2. 軽減税率 | 3. 役員給与 | 4. 交際費 |
|---------|---------|---------|--------|
- 「消費税」より
1. 更なる税率アップについて
 2. 消費税を増税する以外の財政改善策
 3. 低所得者と高所得者のバランス

と、7つのテーマを掲げ、討議の前にも15分程、補足説明をさせて戴きました。参加者30名を4テーブルに分け、テーブルマスターのリードの下、「バズセッション」を始めて戴きました。テーブルにより、テーマに温度差があり、時間のかけ方にも違いがご



バズセッションの様子

ざいでしたが、一通りすべてのテーマに触れて戴く事ができました。各テーブル共、始めは切り出しづらそうな雰囲気でしたが、誰か一人が口を開いたとたん、次々と自由闊達なご意見が飛びかい、あっという間に45分が経過したようでした。

その後、書記役をお願いした大同生命の石垣課長、推進員の方々からテーブルごとの発表がありました。短時間の中で、意見を集約し発表された能力、「流石、大同さん」との声がそこかしこでさやかかれ、耳にしたのは小欄だけではなかったようでした。今回は時間の関係で全体討論には至りませんでしたが、戴いたご意見・ご要望を整理し、更に検討を加え、東法連に「税制要望」として提出する予定でございます。ご協力戴きました、

- 王子税務署法人課税第一部門
 千葉公広 上席審理官
 同 齊藤篤男 審理官
 大同生命保険株式会社 石垣博昭 課長
 内田美喜子 推進委員
 安部貴子 推進委員
 松岡陽子 推進委員の皆様



榎本委員長の挨拶

並びに、ご参加戴きました各位に改めて感謝御礼申し上げます、ご報告とさせていただきます。誠に有難うございました。

「働き方改革関連法改正で何が変わるの?」

講師 いしわ社会保険労務士事務所

所長 石和 信人 氏



講師の石和氏

今期より当委員会の陣容も変わり今年度最初の公益セミナーを開催したところ、多数の方々にご参加いただき最初に感謝の辞を述べるところです。

本年4月より「働き方改革関連法改正」があり、いよいよ来年4月からは中小企業にも時間外労働の上限規制が定められることとなり、正直事業主としては非常に頭が痛く、また、知らないでは済まされない時代が来ると言っても過言ではないと思います。そこで今回は第13地区地区長でもある社会保険労務士の石和先生を講師にお迎えして、我々事業主はどのようなことに留意しながらこの改革を実現していくべきなのかということをわかりやすく説明していただきました。

平成7年を分岐点に我が国の労働力人口は逡減基調にある。それは少子高齢化の進展による労働力の減少、その結果として労働生産力の低下を招くこととなる。これらの背景には平成3年からのバブル崩壊、平成20年のリーマンショック等もあり現状、我が国の経済成長は停滞期にあると先生は述べる。

その労働生産性を改善することにより、賃金を上昇させることで、個人所得の拡大・企業の生産性と収益力の向上、その上での我が国の経済成長を同時に達成させる、これが働き方改革の狙いである。労働力は「労働の質×労働の量」と述べる。最初に「正社員の生産性向上」これは労働の質の向上を目指すもので、長時間労働を是正することで健康で労働力提供を十二分に発揮できる働き方を目指す。次に「女性・高齢者の労働参加率向上」、これは労働の量の向上を目指すもので、実際には稼働していない労働力の活用を目指す。最後に「非正規雇用と正規雇用の格差是正」、これは労働力人口の4割が非正規雇用という現状を受け、非正規雇用者のモラル向上と賃金上昇を目指すことで労働の質と量を確保する。

これらのことを達成するには、今までと同じ働き方ではこの改革を実現することは困難で、我々企業は業務構造全体を改革の制度に沿った形で見直さなければならない。何故なら「人」はコストではなく「大切な資源」で、そのパフォーマンスを最大限に引き出すことが経営の目的だと先生は述べる。

今回の働き方改革関連法の全体像として

1.働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにすると共に、国は改革を総合的且つ継続的に推進するための基本方針を定める(雇用対策法)

2.長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等

労働時間に関する制度の見直し(労働基準法)
勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)
産業医・産業保健機能の強化(安全衛生法等)

3.雇用形態に係らない公正な待遇の確保

不合理な待遇差を解消するための規定の整備
労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)
行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

以上のことを先生は挙げ、これらに対する法律の改正点等を丁寧に、また途中ユーモアを交えながらわかり易く説明くださった。筆者もあつという間の90分であった。

石和先生には今回セミナーの講師をお引き受けいただいたこと、この場をお借りして改めて御礼を申し上げる次第です。また、このセミナーが会員企業様の今後の経営の一助になれば幸いと心より願うところです。

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TKK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaiikyoo.or.jp/>





王子税務署から確定申告のお知らせ

～電子申告(e-Tax)がますます便利になりました！～

パソコン・スマホから確定申告

●国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp> ⇒「確定申告書等作成コーナー」

- ①「国税庁ホームページ」へアクセス ⇒ 税務署に行く手間がかかりません！
- ② 申告書を作成 ⇒ 画面の案内に従って金額を入力するだけ（スマホ専用画面もあり！）
- ③ e-Taxで送信して提出 ⇒ マイナンバーカードを使用または **ID** と **パスワード** で送信
- ④ 書面による提出よりも還付金の受け取りがスピーディ！

IDとパスワードの申請方法

●スマホ専用画面が利用可能な主な方

給与（年調済1ヶ所、年調未済、2ヶ所以上に対応）、公的年金等、その他雑所得、一時所得のある方
※令和2年1月から利用開始

- ① 税務署窓口のパソコンで住所・氏名・生年月日等を入力
 - ② 職員による本人確認（運転免許証など本人確認書類が必要）
 - ③ 「ID・パスワード方式の届出完了通知」を即時発行
- （注）入力作業から発行まで、約5分程度です。

ID

PW



申告書作成会場のお知らせ

●令和元年分より添付書類のPC全件入力を実施

●スマホコーナーを拡大設置

●軽減税率コーナーを設置（3月10日～3月16日を除く）

開設期間

令和2年2月17日(月)～3月16日(月)

※土、日及び祝日は除きます。ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します（荒川署との合同開催）。

相談時間

午前9時15分～午後5時（受付時間：午前8時30分～午後4時）

※会場はPC待ち等により、かなりの混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。なお、お車の来署はご遠慮ください。
※上記期間以外は税務署の申告書作成会場はありません。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。（領収書の提出は不要となりました。）

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※1 郵便にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）又は②の写しを添付してください。

※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。



●令和元年分の申告・納税の期限 所得税及び復興特別所得税、贈与税 3月16日(月) 消費税及び地方消費税 3月31日(火)

●令和元年分の口座振替日 所得税及び復興特別所得税、贈与税 4月21日(火) 消費税及び地方消費税 4月23日(木)

【問い合わせ先】

王子税務署

〒114-8560 北区王子3-22-15

TEL (03)3913-6211

北都税事務所からのお知らせ

～北区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)



償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和2年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	東京都北都税事務所 償却資産班（北区外にある償却資産は、所在地の都税事務所・市町村）
申告期限	令和2年1月31日(金)

- ◆詳しくは、東京都北都税事務所償却資産班〈03-3908-1180〉までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産 [検索](#)

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

[検索](#)

ヘルプデスク ☎0570-081459 (左記電話番号につながらない場合:☎03-5521-0019)
9:00から17:00 (土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)



eLTAX イメージキャラクター エルレンジャー

ハローワーク
からの
お知らせ

令和元年台風15号・19号の災害に伴い 雇用調整助成金の特例が実施されています。のご案内



雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例内容 (台風に伴う「経済上の理由」により休業等を行う事業主が対象です。)

休業等の初日が、台風15号の影響による場合は令和元年9月9日から令和2年3月8日まで、台風19号の影響による場合は令和元年10月12日から令和2年4月11日までの場合に適用します。

① 災害発生日に遡っての休業等計画届の提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、台風15号の影響による休業等については令和元年9月9日以降、台風19号の影響による休業等については令和元年10月12日以降、に初回の休業等がある計画届について、令和2年1月20日までに提出いただければ、休業等の前に届け出られたものとします。

② 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 災害発生日に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。

標記の災害発生日において起業後1年未満の事業主については、生産指標を災害発生日直前の指標と比較します。

④ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

台風に伴う「経済上の理由」とは

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

経済上の理由例

- 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出動できない、物品の配送ができない
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- 風評被害により、観光客が減少した
- 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能 など

○ **その他の支給要件** ……その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。

* 詳細については、東京労働局助成金事務センター 助成金第一係 相談窓口にお尋ねください。電話 03-5337-7418



テープカットの様子

くらしと税金展

令和元年11月11日(月) 於：赤羽駅東口駅前広場

「税を考える週間」の11月11日に王子間税会主催のくらしと税金展のセレモニーが開催され、法人会から田村会長が参加致しました。

間接税の説明、税理士による税務相談等が行われました。

2級簿記講習会閉講式

令和元年11月14日(木) 於：北とぴあ 8階 802会議室

8月20日～11月14日まで開催された簿記講習会もあつという間に閉講式を迎えてしまいました。修了証書授与の後、11月17日の簿記試験に向けて、士気を高めました。参加者の皆さんは頑張った成果を試験で発揮できたのではないのでしょうか。合格お祈りしています。



修了証書授与



全員で集合写真

第15地区 研修旅行実施報告

令和元年11月17日(日) 於：千葉県南房総市

15地区では去る11月17日に千葉県南房総市方面に研修旅行を実施しました。当日は快晴であったため行楽車の渋滞に巻き込まれてしまいました。しかしながら、参加者の多くは千葉県内の台風被害を目にして、復興支援の一助にと、土産店ではたくさん買い物をしてくださいました。お店の方にも喜ばれました。これからも皆様のご参加をお待ちしております。

東京横断法人会税務広報活動

令和元年11月12日(火) 於：錦糸町

— 国税庁では、日ごろから納税者の皆様に租税の意義、役割や税務行政の現状についてより深く理解していただき、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために、納税意識の向上に向けた取り組みとして、毎年11月11日～11月17日を「税を考える週間」としております。我々の所属する東法連青連協48単位会もその一翼を担い、今年も、立川、吉祥寺、新宿、品川、新橋、上野、錦糸町の各駅にて税務広報活動を実施致しました。

— 王子法人会青年部会からは、私水越と中平、川瀬の両副会長が参戦。11月12日(火)13:00に錦糸町駅に集合、第五ブロックのメンバーとともに、法人会PRチラシ1,000部を1時間ほどで配布致しました。

— 途中、税の広報大使である女優の佐藤 奈織美さんと東法連青連協会長・副会長にもお手伝いいただきました。

なかなかチラシなどを配布する経験もないだけに、難しい部分もありましたが、そこは第5ブロックがワンチームとなり何とか乗り切りました。

— 我々青年部会は、国税庁の掲げる「納税意識の向上」を啓蒙するため、これからも様々な活動に取り組んでまいります。



参加者で集合写真

INFORMATION board

新春講演会 新年賀詞交歓会のご案内

日時／令和2年1月21日(火) 場所／北とぴあ 北区王子1-11-1

● 新春講演会 ●

『言葉にすれば夢は叶う』

講師／女子プロレスラー 藤本つかさ氏 会場／16階 天覧の間 時間／16:00～
雪妃 真矢氏

● 新年賀詞交歓会 ●

会場／13階 飛鳥ホール 時間／17:30～

1月

- 9(木) 広報委員会
- 14(火) 青年部会常任幹事会
- 15(水) 第1地区研修会「第32回王子落語会」
- 17(金) 女性部会常任幹事会
- 21(火) 新春講演会
- 21(火) 新年賀詞交歓会
- 23(木) 決算法人説明会
- 24(金) 新設法人説明会
- 27(月) 青年部会新春講演会・新年賀詞交歓会



王子法人会ホームページアドレス
<https://www.oji-hojinkai.or.jp/>

2月

- 5(水) e-Tax・PC講習会
- 6(木) 女性部会新年賀詞交歓会
- 7(金) 決算法人説明会
- 12(水) 租税教室
- 12(水) 女性部会常任幹事会
- 13(木) 王子ブロック講演会
- 15(土) 第17地区研修旅行
- 16(日) 第17地区研修旅行
- 17(月) 総務委員会
- 18(火) 源泉部会 2月研修会
- 18(火) 源泉部会新年賀詞交歓会
- 19(水) 厚生事業推進委員会異業種交流会
- 25(火) 女性・青年部会合同講演会

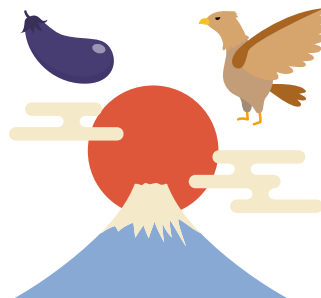
編集後記

新年、明けましておめでとうございます。
年が改まりますと清々しい気持ちになりますが、
昨年天皇陛下のご即位という慶事があり、元号も令和となり
新しい時代になったのだ、と皆様強く感じられたのではないのでしょうか？

私も右も左も分からぬまま新たに広報委員のメンバーに入れて頂きましたが
盆踊りや会議を通して今まで知らなかった場所を訪れたり、色々な方のお話を聞け
たりと素晴らしい発見がありました。

これからも会員の皆様に役立つ情報をお届けするべく
広報委員会一同パワーアップしていきます！
今年もよろしくお祈りします。

広報委員会 野口 京子



読者投稿大歓迎

テーマは自由です。
採用された方には
もれなくクオカードを贈呈。

スマホで Kitsune 通信

右記のQRコードよりアクセス
して Kitsune 通信をお読みいた
だけます。



<https://www.oji-hojinkai.or.jp/kitakitsune/>
Androidの場合はAndroidマーケットから
PDF読取り用アプリをダウンロードして下
さい。(Adobe Reader 等)

第10回

税に関する絵はがきコンクール

優秀作品

優秀作品に選ばれた7作品を紹介いたします。受賞されたみなさん、おめでとうございます。



王子税務署長賞

沼野 颯太さん

滝野川第五
小学校6年



北区長賞

花井 梓里さん

滝野川
小学校6年



東京都北都税事務所長賞

金田 彩音さん

王子小学校
小学校5年



北区教育委員会教育長賞

長岡 青生さん

滝野川もみじ
小学校6年



王子法人会 会長賞

島田 凜乃さん

滝野川
小学校6年



王子法人会 女性部会長賞

北出 万結さん

滝野川
小学校6年



王子彰友会 会長賞

田久保 光さん

滝野川もみじ
小学校6年

作品は王子法人会のウェブサイトでもご覧いただけます。

王子法人会

検索

<https://www.oji-hojinkai.or.jp/>

入選作品は、10ページに掲載されています。

JOHOKU ATHLETES CLUB

6名の女性アスリートが
職員として働きながら
競技と仕事を両立しています。



フリースタイルスキー・ハーフパイプ
鈴木 沙織



城北信用金庫

2020.
2.15 土
開演 17:00 (開場 16:30)

哀愁を誘うバンドネオンに、
粹を凝らした
アンサンブルが
呼応する—



チケット
発売中

小松亮太
Ryota Komatsu

出演者
小松亮太 (バンドネオン)
北村聡 (バンドネオン)、近藤久美子、専光秀紀 (ヴァイオリン)、吉田有紀子 (ピアノ)、
松本卓以 (チェロ)、田中伸司 (コントラバス)、桜井秀樹 (エレキギター)、熊田洋 (ピアノ)、
佐竹尚史 (ドラムス)、小林照末 (パーカッション)
[ゲスト] 国府弘子 (ピアノ)、沖仁 (ギター)、アナ&アクセル (ダンサー)

小松亮太

アルゼンチン・タンゴ・コンサート

世界的バンドネオン奏者・小松亮太と、彼が特別に結成した最高のタンゴ・アンサンブル。
さらに、アジアが生んだ世界チャンピオンダンサーなど豪華出演陣でお届けするスペシャルショー。
ジャズピアニスト・国府弘子、フラメンコギタリスト・沖仁という二大ゲストを迎えてのコラボレーションもお楽しみに!

曲目

ロドリゲス：ラクンバルシータ
ピアノソラ：リベルタンゴ
ピアノソラ：プエノスアイレスの夏
ガーダ：ジェラシー ほか

会場

北とぴあ さくらホール
(JR京浜東北線・東京駅・口南北線「王子駅」徒歩2分)

全席指定

一般	S席 4,800円	A席 4,300円
北区民	S席 4,320円	A席 3,870円

※北区民割引での販売は北とぴあ1階チケット売場のみ。
住所が確認できるもの(免許証、保険証など)をご提示ください。

プレイガイド

- 北とぴあ1階チケット売場(窓口のみ / 10:00~20:00)
- チケットぴあ(Pコード:164-000) 電話予約 0570-02-9999 インターネット予約 <http://pia.jp/t>
※セブン-イレブンで直接お買い求めいただけます。
- e+(イープラス) <http://eplus.jp> (パソコン・携帯) ※ファミリーマートでも直接お買い求めいただけます。

※未就学児入場不可

※車椅子席をご希望の方は発売日より(公財)北区文化振興財団(電話03-5390-1221)へお申し込みください。(要予約・数に限り有り)

※託児サービスご希望の方は、チケットを購入後、2月7日(金)迄に下記へお申込みください(2歳~就学前・有料・先着順)。
イベント託児マザーズ 0120-788-222 (平日10時~12時、13時~17時)

企画制作

エフ・スクエア

共催

東京都北区

主催・お問い合わせ

(公財)北区文化振興財団 03-5390-1221

Present

招待
2組4名様

ご希望の方は、官製はがき又はFAX・メールにて希望のプレゼント名、住所、氏名、会社名、年齢、ご意見ご感想を記入してお申し込みください。発送をもって発表にかえさせていただきます。

FAX: 03-5390-1115 e-mail: info@oji-hojinkai.or.jp
〒114-0002 北区王子1-11-1 北とぴあ12F
公益社団法人王子法人会

お申し込み

応募締切 2020年[1月末]まで

一プレゼント名一

- 住所
- 氏名
- 年齢 ●性別
- 会社名 ●TEL
- KITAきつね通信に関するご意見、ご感想